

オーストリア共和国における連邦制  
—連邦国家における権限配分を中心として—  
(12)

奥 正 嗣\*

**Federalism in the Federal Republic of Austria**  
— **The division of responsibilities between *Bund* and *Länder*** —  
(12)

Masatsugu Oku \*

**Abstract**

A federal state consists of smaller individual states, nine in Austria, and responsibility for legislation, administration and jurisdiction are divided between the states and the federation.

This paper examines the Federalism in the Federal Republic of Austria, chiefly the division of functions between *Bund*, the federal state, and *Länder*, the individual states.

Firstly, we see the main provisions of the Austrian Constitution (*Bundes-Verfassungsgesetz* [*B-VG*]) related to these functions, namely Articles 10-15, which show clearly the centralization of Austrian Federalism in comparison with that of Germany or Switzerland.

Secondly, we see the participation of *Länder* in the legislation or administration of *Bund*, and the co-operation of *Bund* with the legislation or administration of *Länder*.

Thirdly, we see examine the control and compulsory execution of *Bund* on *Länder*.

Lastly, we examine the relations between the constitution of *Bund* and that of *Länder*.

**キーワード**

連邦と州との間の権限配分、オーストリア連邦憲法10条 - 15条、財政憲法律、化石理論 (Versteinerungstheorie)、配慮原理 (Berücksichtigungsprinzip)、観点理論 (Gesichtspunktetheorie)、連邦と州の協力、州に対する連邦の監督、協働的連邦国家

---

\* おく まさつぐ：大阪国際大学名誉教授 (2020. 7. 5 受理)

目次

はじめに

第1章 連邦国家における権限配分

1. 権限配分の対象と権限高権

- (1) 権限配分の対象
- (2) 権限高権

2. 連邦と州との間の権限配分

- (1) まえがき
- (2) 一般的権限配分  
(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第30巻第3号、平成29年3月)
- (3) 学校制度
- (4) 財政関係  
(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第31巻第1号、平成29年10月)

(5) 非高権的行政（私経済行政、私法行政）

(6) 公的委託制度

3. 権限規範の解釈

- (1) 権限の解釈
- (2) 権限領域の分離、累積（重なり）原理および観点理論  
(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第31巻第2号、平成30年1月)
- (3) 横断事項または複合事項
- (4) 権限の集中と権限行使の調整
- (5) 「制度理論」その他の連邦権限の一般条項化
- (6) 補完性の原則の確立に向けて  
(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第31巻第3号、平成30年3月)

第2章 連邦の立法および執行への連邦参議院および州の協力（参与）、州の立法および執行への連邦の協力（参与）

1. 連邦の立法への連邦参議院の協力（参与）

- (1) 連邦の立法への連邦参議院の協力（参与）
- (2) 連邦参議院のその他の権限
- (3) 連邦参議院の議決要件

2. 連邦の立法への州の協力（参与）

- (1) 連邦の立法への州の同意権
- (2) 州の同意の擬制

3. 州の立法への連邦の協力（参与）

- (1) 州の立法に対する連邦政府の異議権
- (2) 州の立法に対する連邦政府の同意権

4. 連邦の執行への連邦参議院の協力（参与）

- (1) 連邦参議院の異議権
- (2) 連邦参議院の同意権
- (3) 連邦参議院のその他の権限

5. 連邦の執行への州の協力（参与）（間接連邦行政）

- (1) 間接連邦行政の定義とその意義
- (2) 間接連邦行政とその問題点
- (3) 原則としての間接連邦行政
- (4) 間接連邦行政における州の執行費用負担責任
- (5) 間接連邦行政における州の行政責任

- (6) 間接連邦行政の主体としての州知事
  - (7) 間接連邦行政の監督
  - (8) 間接連邦行政の異なった類型
  - (9) 非高権的行政と間接連邦行政  
(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第32巻第1号、平成30年10月)
6. 州法律の州執行への連邦の協力(参与)(間接州行政)
- (1) 州法律の執行と連邦政府の同意
  - (2) 州法律の執行と協定法律

### 第3章 州に対する連邦の監督および強制執行

#### 1. 州に対する連邦の監督

- (1) 「連邦監督」の概念
- (2) 連邦監督の機能および種類
- (3) 州に対する連邦の具体的な監督権限
  - A. 州立法に対する連邦監督  
(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第32巻第2号、平成31年1月)
  - B. 州行政に対する連邦監督
    - ① 州法律の自立的州執行に際しての連邦監督からの原則的自由
    - ② 連邦法律の自立的州執行に対する一般的連邦監督
    - ③ UVP 事項における連邦の特別監督
    - ④ 学校制度における連邦の特別監督
    - ⑤ 病院および療養施設に関する衛生上の監督  
(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第32巻第3号、平成31年3月)
    - ⑥ 安全保障制度における連邦の特別監督
    - ⑦ 国家条約とEU法のそれぞれの実施における連邦の特別監督
    - ⑧ 行政における特別の委譲
    - ⑨ 州行政に対する連邦の法的統制  
(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第33巻第1号、令和元年10月)

### 第3章 州に対する連邦の監督および強制執行

#### 2. 州に対する連邦の強制執行

- (1) 連邦強制定義、連邦強制と連邦監督との関連
- (2) 憲法裁判所の判決の執行としての連邦強制

#### 3. 連邦に対する州の監督

- (1) 理論的背景
- (2) 相互の法的統制(コントロール)制度としての憲法裁判制度
- (3) 連邦国家的権利保護としての行政裁判制度
- (4) 州監督の手段としての連邦参議院
- (5) 州の同意権および協力権
- (6) 州のための権限委譲
- (7) ヨーロッパ連合内の事業計画における州の協力(参与)
- (8) 審議機構(Konsultationsmechanismus)における州の監督権

### 第4章 協働的連邦国家(kooperativer Bundesstaat)、協働的連邦主義(kooperativer Föderalismus)

#### 1. 連邦と州との協働

- (1) 「協働的連邦国家」「協働的連邦主義」という概念
- (2) 「連邦・州の2者間協働」から「連邦・州・市町村の3者間協働」へ
- (3) 「横断事項」「観点理論」と協働  
(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第33巻第2号、令和2年1月)

2. 連邦と州との「法的」協働形式
  - (1) 連邦と州の協定、州相互の協定
  - (2) 法制定の調整  
(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第33巻第3号、令和2年3月)
  - (3) 「公法上の法人」による協働
  - (4) 「諮問委員会」および「合議制官庁」による協働
  - (5) 「行政組織」および「手続集中」による協働
  - (6) 私法形式における協働
3. 連邦と州との「政治的・行政的」協働形式
  - (1) 州会議の一般的展開
  - (2) 州知事会議
  - (3) 州の統一会議
  - (4) 州事務長官会議
  - (5) 政治的（政治部門における）首脳部会議
  - (6) 行政的（行政部門における）最高機関会議
  - (7) その他の共同の委員会および会議における協力
  - (8) 連邦諸州の連絡調整機関
  - (9) オーストリア地域計画会議
  - (10) 包括的国土防衛の調整機関
  - (11) 州および市町村行政間の調整
4. 過度な協働の否定的（負の）影響
  - (1) 協働の問題点
  - (2) 「合一的連邦国家」の強化と「執行連邦主義」

## 第5章 連邦国家

1. 連邦国家の概念
2. 国家領域（連邦領域と州領域）、国民（連邦国民と州公民）、国籍、国語、国家シンボル
  - (1) オーストリア共和国
  - (2) 国家領域（連邦領域と州領域）
  - (3) 連邦の首都、連邦の最高諸機関の所在地  
(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第34巻第1号、令和2年10月)
  - (4) 国籍（国民の要件）
  - (5) 国語
  - (6) 国家シンボル
3. 連邦憲法と州憲法
  - (1) オーストリア共和国における州憲法
  - (2) 州憲法の自律性とその制限  
(以上、本号)

## 第5章 連邦国家

2. 国家領域（連邦領域と州領域）、国民（連邦国民と州公民）、国籍、国語、国家シンボル
  - (4) 国籍（国民の要件）
    - ① 国籍（連邦籍と州籍）

1920年連邦憲法6条（1929年連邦憲法6条も同じ）は、国籍（Staatsbürgerschaft）を連邦籍（Bundesbürgerschaft）と州籍（Landesbürgerschaft）とに区分していた。州籍は、連邦籍取得の基礎を形作っており（2項）、州籍のための前提要件は、州のある一定の市町

村における居住権 (Heimatrecht) であり、また、州籍の取得および喪失に関しては、各州において同一の要件が適用されていた (1項)<sup>(37)</sup>。ところが、憲法律である 1945 年 5 月 1 日の仮憲法 (Vorläufige Verfassung) (StGBLNr.5/1945) 5 条 1 項、連邦法律である 1945 年 7 月 10 日の国籍法 (「オーストリア国籍の取得および喪失に関する法律」)<sup>(38)</sup> (StGBLNr.60/1945) 1 条によって、一つの統一的な区分されないオーストリア国籍 (eine einheitliche und ungeteilte Staatsbürgerschaft) のみが存在しており、それゆえ、州籍を前提とする 6 条 1 項 - 3 項は適用されないものとされ、その効力を停止された<sup>(39)</sup>。

州籍の憲法上の停止に対して、フォラールベルク州によって、連邦憲法の全部改正 (連邦憲法 44 条 3 項) であるとの主張が憲法裁判所に為された。憲法裁判所は、「連邦憲法の全部改正とは、連邦憲法の指導原理に関わる変更をいい、連邦国家的憲法について言えば、連邦と州との権限配分、および州代表から構成される院 (Länderkammer) による州の連邦立法への関与がそれに該当し、これらの単なる修正 (Modifikation) ではなく廃止 (Beseitigung) が、連邦憲法の全部改正と見なされる。しかるに、オーストリア連邦憲法によると、連邦籍と州籍は内容的に同一であり、州籍は特別の法的内容を有せず、州籍から特別の権利義務が生ずるものでもない。また、連邦憲法 6 条 3 項は、各州において、各連邦国民が州公民と同様の権利義務を有することを定めているので、州籍に特別な法的内容を付与することは、それどころか憲法違反となるであろう。連邦籍と州籍の二つの側面を含むところの国籍 (Staatsbürgerschaft) という一つの法関係のみが存するに過ぎない。それゆえに、州籍それ自体の存続は、連邦国家的組織形態の本質に属するものではない」と判示している (VfSlg 2455/1952)。州籍の廃止は、連邦国家の本質的要素ではないというこの判決は、連邦憲法の基本原理のテーマに関するリーディングケースとされている<sup>(40)</sup>。

1965 年国籍法 (BGBl.Nr.250/1965) 1 条 2 文、1988 年 11 月 29 日の憲法律 (BGBl.Nr.685/1988) によって廃止される前の 1985 年国籍法 (BGBl.Nr.311/1985) 1 条 2 文の各憲法規定において、1929 年連邦憲法 6 条に相当するところの連邦籍と州籍の区分は、特別の連邦憲法律による規定に留保されると定められた<sup>(41)</sup>。

1988 年 11 月 29 日の憲法律 (BGBl.Nr.685/1988) および 1994 年 7 月 8 日の憲法律 (BGBl.Nr.504/1994) によって、連邦憲法 6 条 1 項および 2 項が改正された (1988 年改正により 1 項、2 項が改正され、1994 年改正により 2 項が改正され、さらに 3 項が追加された)<sup>(42)</sup>。さらに、2011 年 7 月 7 日の連邦法律 (憲法規定) (BGBl. I Nr.43/2011) によって、4 項が追加された。以上の改正および追加により、連邦籍と州籍が区分され、州籍取得の要件がより明確化された。この点については後述する。連邦国家においては、通常、2 つの国籍 (Staatsbürgerschaft) が存在する。連邦国家の市民は、連邦の国民であるとともに州の公民でもある。オーストリア連邦憲法も、この概念に従った<sup>(43)</sup>。

## ②国籍 (連邦籍としての) 取得の要件

オーストリア共和国における国民の要件は統一的に定められる (連邦憲法 6 条 1 項)。オーストリア国籍 (国籍法 2 条 2 号) は、国籍法 (Staatsbürgerschaftsgesetz 1985) (BGBl.Nr.311/1985) のより詳細な規定に従って取得できる。最も重要な取得要件は、出生による

取得であって、父または母がオーストリア国籍を有していることが要件である（6条1号、7条、7a条、8条）。また、婚姻、オーストリアでの長期の滞在などに基づく官庁の処分によっても授与される（6条2号、10条 - 24条）<sup>(44)</sup>。

国籍（Staatsbürgerschaft）は、連邦憲法11条1項1号により、立法は連邦事項、執行は州事項であるが、実際上は、国籍法の憲法規定によって修正され、執行は排他的に州に帰属するのではなく、州の執行に連邦が参加協力する<sup>(45)</sup>。国籍法10条1項は、この連邦法律に別段の定めが無い限りとして、外国人に対しての国籍付与の要件を1号から8号まで列挙する。その1号に、「少なくとも10年間、合法的に中断することなく滞在し、その少なくとも5年間定住していたこと」、また7号に、「自己の生計が十分保障（確保）されていること」を挙げている。さらに3項で、「外国国籍を有する外国人に国籍が付与されない」場合を挙げている。しかし、10条6項（憲法規定）は、1項1号および7号、ならびに3項の要件については、連邦政府が、外国人によってすでにもたらされた、または、当人によってなお期待される特別な業績<sup>(46)</sup>ゆえに、外国人に国籍を付与することが共和国の特別の利益であると認めた場合は問題としない（entfallen）と定める。州の執行に連邦が参加協力する例である。

### ③国籍（連邦籍としての）取得の効果

すべての国民は、裁判官、陪審員、参審員、行政官吏などの公務に、平等に就くことができる（国民の一般的権利に関する1867年12月21日の国家基本法〔RGL.Nr.142/1867〕3条1項）。しかし、外国人が公務に就くには、オーストリア国籍を取得することを要する（上記国家基本法3条2項）。ただし、オーストリア国籍を有しない者が大学に所属して活動し、また大学の諸機関や学生代表諸機関に参加することは、連邦法律によって認めることができる（連邦憲法81c条2項）<sup>(47)</sup>。

法制定機関または法執行機関の権限（高権）を外国国家機関または国家間組織に委任するには、憲法の形式または連邦憲法9条2項に定める方式による必要がある<sup>(48)</sup>。

オーストリア国家領域において生活する人々（領域民〔Gebietsvolk〕）の中には、一時的または長期にわたりオーストリアに滞在し、オーストリアの法秩序に服する外国人も含まれるが、生存的結束関係で生活する国民（Staatsbürger）がその中心的存在を成し、国家に対し特別な権利義務関係に立つ。すなわち、国民は、(i) 国民議会（連邦憲法26条1項）・州議会（連邦憲法95条1項、6条2項）・市町村議会（連邦憲法117条2項）の各選挙権、(ii) 国民請願（連邦憲法41条2項）、(iii) 国民投票（連邦憲法46条2項）、(iv) 国民調査投票（連邦憲法49b条3項）（国民議会の選挙権を有する者は、国民調査投票〔Volksbefragung〕の権限を有する）(v) 国民議会（連邦憲法26条4項）・連邦参議院（連邦憲法35条2項）・州議会（連邦憲法95条2項）・市町村議会（連邦憲法117条2項）の各被選挙権、(vi) 連邦大統領（連邦憲法60条3項）・連邦首相・副首相・連邦大臣（連邦憲法70条2項）・州政府構成員（連邦憲法101条2項）への各被任命資格、州立法が規定する場合における市町村の固有活動領域事務への直接の関与および協力（連邦憲法117条8項）など、一定の公的意思の形成に本質的に関与する<sup>(49)</sup>。

以上に関連して、憲法裁判所の見解によれば、オーストリア連邦憲法1条の意味の「国

民」は、オーストリア国民のみを指すものであるから、一般的代議機関について外国人の選挙権を認めることは、民主主義原理に反するとされている (VfSlg 17264/2004)<sup>(50)</sup>。

さらに、国民は、オーストリアにおける滞在につき、官庁の許可に依存しない原則的に無制限な権利を有する。また、国家に対し生活扶助その他の保護を要請し、奨学助成金などの給付を請求することができる<sup>(51)</sup>。他面、国民は、兵役義務や陪審員または参審員を引き受ける義務を有する<sup>(52)</sup>。

#### ④州籍

州内に主たる住所を有する国民は、当該州の公民である。それゆえ、オーストリア国民が、オーバーオーストリア州に主たる住所を有しているならば、オーバーオーストリア公民ということになる<sup>(53)</sup>。ただし、州法律は、州に住所を有するが主たる住所を有しない国民についても、当該州の公民と定めることができる (連邦憲法 6 条 2 項)。国籍の規定に関連して、連邦憲法は、「主たる住所」という概念を用いている (1994 年 7 月 8 日の憲法律 [BGBl.Nr.504/1994] に基づく連邦憲法 6 条 2 項、3 項)。以前の「通常の住所」(1988 年 11 月 29 日の憲法律 [BGBl.Nr.685/1988] に基づく連邦憲法 6 条 2 項) という概念を置き換えたものである。一人の人は、一つの「主たる住所」のみを有することができ、本人が生活関係の本拠を作る意図でもって定住している場所がそれにあたる。もし、いくつかの生活拠点を有しているならば、圧倒的に密接な関係を有する場所を、「主たる住所」とみなさなければならない (連邦憲法 6 条 3 項)。「主たる住所」は、さまざまな行政規定 (例えば、届出制度、選挙権など) において、問題となる事項ないし権利と本人とを結びつける結合点 (Anknüpfungspunkt) として重要である<sup>(54)</sup>。「主たる住所」の確定については、原則的には、届出義務者の言明が基準となるが、官庁が、届出法 (Meldegesetz 1991) (BGBl. Nr.9/1992) 17 条の異議申立手続 (権利請求手続) (Reklamationsverfahren) の中で、言明された「主たる住所」が連邦憲法 6 条 3 項の客観的特性に相応しているかどうか審査する。その際、調査官庁は、ヨーロッパ人権条約 (EMRK) (BGBl.Nr.210/1958) 8 条 1 項によって憲法上保障されている「私生活および家庭生活の尊重の権利」による制限に服する<sup>(55)</sup>。これに関連して、憲法裁判所 (VfSlg 16285/2001) は、立法者が届出法 17 条 3 項において、証拠物件の制限、考えられるあらゆる調査手段の断念を規定しても、公正で客観的ではない (unsachlich) とは言えないとしている。

被拘束者 (Festgenommene) および被抑留者 (Angehaltene) については特別規定がある。これらの人々に対しても、憲法上定められている連邦および州レベルでの選挙、国民請願、国民投票、国民調査投票ならびに市町村の固有活動領域での行政への直接参加に関する規定が適用されるが、拘束または抑留の場所外で最後に定めていた住所ないし主たる住所が基準となる (2011 年 7 月 7 日の連邦法律 [BGBl. I Nr.43/2011] (憲法規定) による連邦憲法 6 条 4 項)。ちなみに、ヨーロッパ人権裁判所によって、2010 年 4 月 8 日、被拘束者に対して選挙権を個々のに排除するのではなく、一般的に広範囲にわたって排除することは、犯された犯罪行為は選挙および民主的制度と関連を有しなければならないとするヨーロッパ人権条約 (「人権および基本的自由の保護のための条約」) (BGBl.Nr.210/1958, BGBl. III Nr.47/2010) の第 1 議定書第 3 条 (自由選挙の権利) に違反すると宣告されてい

る<sup>(56)</sup>。

州の公民の要件（州籍）は、何ら独自の国籍法上の意義ないし内容を有しない。州議会選挙権（連邦憲法 95 条 1 項）など州の政治的意思形成に関与ないし協力しうる権限を有する人的範囲を言い換えたものにすぎない<sup>(57)(58)</sup>。前述した（（4）③参照）ように、国籍は、選挙権など政治的権利の行使と結びつき、また一定の基本権も国民に帰属する。その他多数の重要な法効果が国籍に基づいて生ずる。

以上の関連において、憲法裁判所の見解によれば、州籍は特別な法的内容を有するものではなく、特殊な権利義務とも結びつくものではなく、州籍の廃止は、オーストリアの連邦国家的性格（連邦国家原理）を本質的に侵害するものではない、それゆえ、連邦憲法 44 条 3 項の連邦憲法の全部改正に該当しないものであるとされた（VfSlg 2455/1952）<sup>(59)</sup>（（4）①参照）こと、国籍法は、立法においては連邦事項、執行においては州事項である（連邦憲法 11 条 1 項 1 号）が、この原則は国籍法の憲法規定によって修正され、州の執行に連邦機関も参加協力することが再確認されねばならない<sup>(60)</sup>。

#### ⑤ EU 市民としてのオーストリア国民

オーストリアの EU 加盟によって、オーストリア国民（österreichische Staatsbürger）は EU 市民（Unionsbürger）でもある。EU 市民と結び付いた権利は、EU 法から生ずる（例えば、通行の自由、国内平等取扱い）。EU 市民権は、EU 構成国の国民間の法的差別の均等化（Einebnung）を志向し、国民と EU 市民との法的同等化が生じている<sup>(61)</sup>。

#### （5）国語

ドイツ語を共和国の国語とする（連邦憲法 8 条 1 項）。国語は、立法・司法・行政機関が、相互の関係においても、他の人々との職務上の関係においても、使用しなければならない言語である。ドイツ語の法規定の中に、その専門分野で慣行のラテン語など専門的表現が用いられていても、連邦憲法 8 条に違反するものではない。また、大学の授業での外国語の使用も連邦憲法 8 条と関係しない<sup>(62)</sup>。外国語の条約に関しては、真正な（authentisch）条約言語が基準となる<sup>(63)</sup>。また、連邦憲法 8 条 1 項がどの程度、国家の「私経済行政」にも関係するの争いがある<sup>(64)</sup>。連邦憲法 8 条 3 項は、詳細は単純法律で定められるが、オーストリアの身振り言語（Gebärdensprache）を独立の言語として認めている。身振り言語は、裁判所や行政官庁で用いられることが期待されている<sup>(65)</sup>。

連邦憲法 8 条 1 項但書において、言語上の少数者に対して連邦法律上与えられた権利は侵害されないと定め、言語上の少数者に対する例外を連邦法律が定めることを認めている。国民の一般的権利に関する 1867 年 12 月 21 日の国家基本法（RGBl.Nr.142/1867）19 条、サン・ジェルマン条約（StGBI.Nr.303/1920）66 条 3 項、4 項（連邦憲法 149 条 1 項参照）ならびに 1955 年 5 月 15 日（7 月 27 日発効）のウィーン国家条約（「独立で民主的なオーストリアの再建に関する条約」）（BGBl.Nr.152/1955）7 条（Teil I, Artikel 7）は、オーストリアに対し、言語上の少数者に自らの言語の使用を認める例外規定を定めることを憲法上義務づける。特に、ウィーン国家条約 7 条 2 項（初等教育およびかなりの数の高等学校に対するスロヴェニア語またはクロアチア語の要請）、3 項（ドイツ語以外の公用語）が目される（1964 年 3 月 4 日の憲法律〔BGBl.Nr.59/1964〕Artikel II 3 号によって、ウィーン



国家条約7条2項、3項などは憲法的ランクに位置づけられている)。スロヴェニア語およびクロアチア語の公用語としての使用については、民族集団法 (Volksgruppengesetz) (BGBl.Nr.396/1976) の規定も適用される。連邦憲法は、連邦・州・市町村に、言語的および文化的多様性を認め、言語・文化などを尊重・保障・助成する義務を課している (連邦憲法8条2項)<sup>(66)</sup>。

#### (6) 国家シンボル

オーストリアの国家シンボル (国の紋章、国璽、国家の色彩、国旗、国歌など) については、連邦憲法8a条、ならびに紋章法 (Wappengesetz) (BGBl.Nr.159/1984) など実施法に規定がある<sup>(67)</sup>。国家シンボルは、国家の自己アイデンティティー (自己同一性) の自己理解を表現し、国家の歴史的、人種的、地勢上の基礎に関連する。シンボルの有するアイデンティティー機能に対応して、国家シンボルに関する規定は、国家憲法の伝統的な構成部分を成している<sup>(68)</sup>。連邦国家的組織に対応して、連邦の国家シンボルは連邦法によって、州の国家シンボルは州法によって規定される<sup>(69)</sup>。連邦の国家シンボルは、同時に、オーストリア共和国の国家シンボルでもあり<sup>(70)</sup>、オーストリア共和国の紋章は、連邦の紋章でもある (連邦憲法8a条2項)<sup>(71)</sup>。

国家シンボルを確定する法的意義は、国家的諸機関が国家シンボルと異なったシンボルを使用することを認めず、国家シンボルの権限無き使用や侮辱から保護することにある (紋章法8条)<sup>(72)</sup>。連邦の「紋章」に、ある種の変更を加えた表現は、表現の自由の行使として認められるが、侮辱または悪意の軽蔑は、科刑の対象となる。連邦紋章の鷲の頭をサッカー用ボールに変えた事例として、憲法裁判所判決 VfSlg 18893/ 2009 がある<sup>(73)</sup>。VfSlg 18893/ 2009 の事案は次の如くである。オーストリアがその資格なしに、かつ成績が良くないにもかかわらず、2008年のサッカーヨーロッパ選手権の決勝ラウンドに参加することが許されていることを批判する申立人が、連邦紋章の鷲の頭をサッカー用ボールに変えたことによって、オーストリアにおけるオーストリアによるサッカーヨーロッパ選手権の実施に皆が完全に反対しているととられかねず、選手自身も、国家シンボルが異なることによって名誉を棄損されたと感じうるし、一般人も模写と気が付き不快感を感じるような方法で国家シンボルを使用し、国家の威信を害したとして、紋章法7条および8条により刑罰を科せられた。これに対して、申立人が、憲法上保障された表現の自由の権利を侵害されたと主張した。判決は、「国家の威信の保護のために表現の自由の制限が問題となるときにも、その侵害の許容性が審査されなければならない」とし、「本件の事案の、連邦紋章の鷲の頭をサッカー用ボールに変えて使用したことは、連邦紋章に対する侮辱ないし侵害を意味し、それによって、オーストリア共和国の威信を有害な (abträglich) 方法で侵害しており、ヨーロッパ人権条約10条1項 (「すべての人は、表現の自由に対する権利を有する」) の観点を考慮することなく、ヨーロッパ人権条約10条2項 (「表現の自由の行使については、義務および責任を伴う」) の意味における紋章法7条 (「連邦の紋章の模写、オースト

リア共和国の旗の模写の使用は、公の権限を偽り、またはオーストリア共和国の威信を侵害しない限り許される」) および 8 条 (紋章法 7 条に違反した場合の刑罰) に基づき、表現の自由の制限は許される」と判示した。

「国璽」に関しては、連邦憲法 8 a 条 3 項によって、より詳細な規定を為すことを連邦立法に授権している。紋章法 2 条に規定がある<sup>(74)</sup>。

「オーストリア共和国の色彩」は、赤—白—赤であり、「オーストリア共和国の旗」は、3 つの均等の幅の横縞で構成し、中央を白、上下を赤とする (連邦憲法 8 a 条 1 項)。連邦の公務旗 (Dienstflagge) は、オーストリア共和国の旗の中央に、連邦の紋章が描かれている。オーストリア共和国の旗およびその写しの使用は、公の権限を偽ったり、共和国の信望を損ねたり、あるいは、品位を貶めることが無い限り許される<sup>(75)</sup>。

「連邦歌」は、1946 年 10 月 22 日の閣議決定でもって確定され<sup>(76)</sup>、2011 年にオーストリア共和国の連邦歌に関する連邦法律 (憲法規定ではない) (BGBl. I Nr.127/2011) で法律上保障された<sup>(77)</sup>。

「国の祝日 (10 月 26 日)」は、1967 年 6 月 28 日の連邦法律 (憲法規定ではない) (BGBl. Nr.263/1967) によって確定された<sup>(78)</sup>。

### 3. 連邦憲法と州憲法

州憲法の発展および連邦国家において有するその価値ないし意味は、連邦国家の歴史と状況を反映する。オーストリアの連邦主義は、当初から強度の中央集権的な特徴を有していた。1970 年代以降今日まで何度も州の地位の向上が試みられたが、本質的なものは何も変わっていない。連邦の憲法のおよび政治的優位によって特徴づけられる。しかし、州の連邦主義復活への絶え間ない努力およびそれを支持する学説などによる連邦憲法の改正、憲法裁判所の判例を通して、州は、州憲法の改正・補完・新たな制定によって州憲法を改良し発展させてきた。また一部、連邦憲法の発展に反作用を及ぼし、連邦憲法に新たな形成の可能性の途を開いた<sup>(1)</sup>。そこで、以下の記述において、州憲法の意義、連邦憲法との関係、州憲法の歴史的展開、独自の州憲法規定などを概観する。

#### (1) オーストリア共和国における州憲法

##### ① 「州憲法典」「州憲法律」「単純州法律の中の州憲法規定」

オーストリアにおいては、連邦憲法 (Bundesverfassungsrecht) とともに、連邦諸州の州憲法 (Landesverfassungsrecht) が存在する。州憲法の形式および制定方法については、連邦憲法におけるのと同様のことが妥当する。すなわち、州憲法は、法典化された個々の州憲法 (Landes-Verfassungsgesetz [L-VG])<sup>(2)</sup> にまとめられている。それと並んで、州にも、憲法的ランクの個々の特別の法律である「憲法律 (Verfassungsgesetz [LVG])」、単純法律中に含まれる「憲法規定 (Verfassungsbestimmung)」が存在しうる (連邦憲法 99 条 1 項)。州憲法が、さまざまな法源および規定に分断されること (憲法の分断) (Verfassungszersplitterung) は、州憲法の及ぶ範囲が連邦レベルに比べて狭いゆえに、連邦ほど深刻ではない<sup>(3)</sup>。以上の形式的 (formell) 意味での州憲法を、連邦憲法 44 条 1 項を類推して、「憲法律」「憲法規定」などと明示する義務が、すべての州において州憲法上

規定されている<sup>(4)</sup>。

#### ②「形式的意味の州憲法」と「実質的意味の州憲法」

連邦憲法 99 条 2 項に基づき特別多数によって議決される場所の形式的意味の州憲法とともに、州議会選挙法 (Landtagswahlordnung)、州議会議事規則 (Geschäftsordnung der Landtage) (州法律または州議会議決として発布される)、州財政法 (Haushaltsrecht der Länder) のような実施規定が存在し、実質的 (materiell) 意味での州憲法として位置づけられる<sup>(5)</sup>。その権限法的根拠は、連邦憲法事項について連邦の権限を定める連邦憲法 10 条 1 項 1 号に対して、州憲法事項として、州の一般的包括的権限を定めるところの連邦憲法 15 条 1 項にある<sup>(6)</sup>。

ここで、どういう場合に、州憲法立法者の権限か、単純州立法者の権限かの限界が問題となる。連邦憲法によって州憲法立法者の権限が指定されている場合 (連邦憲法 20 条 2 項、連邦憲法 117 条 6 項、連邦憲法 140 条 1 項 3 文、連邦憲法 148i 条、「ウィーンを除く州政府庁の設立および事務執行についての基本原則に関する 1925 年 7 月 30 日の連邦憲法律」(BGBl.Nr.289/1925) 3 条 1 項など)<sup>(7)</sup>、または、実質的意味での州憲法を示す場合 (VfSlg 6783/1972,7011/1973 など)<sup>(8)</sup>に、州憲法律によって規定が為される<sup>(9)</sup>。それゆえ、実質的意味での州憲法は、連邦憲法が例外を許す場合 (州議会選挙法 (Landtagswahlordnung) (連邦憲法 95 条 1 項)、各州の公布法 (Kundmachungsgesetz) に基づく州公報 (Landesgesetzblatt) (連邦憲法 97 条 1 項)) を除き、形式的意味での州憲法によって規定されることとなる<sup>(10)</sup>。

#### ③連邦の首都ウィーン

市および州として設立された連邦首都ウィーンに関しては、連邦憲法は、特別規定 (連邦憲法 108 条、109 条、112 条) を置き、市 (自主法都市) としてのウィーンの「市法 (Gemeindeordnung [Stadtstatut, Stadtrecht])」(第 1 章) (1 条 - 112h 条)、および州としてのウィーンの「州憲法 (Landesverfassung)」(第 2 章) (113 - 139a 条) を含むところのウィーン市憲法 (Wiener Stadtverfassung - WStV) によってより詳細に規定され実施されている<sup>(11)</sup>。

#### ④州憲法の議決

形式的意味での州憲法 (Landesverfassungsrecht) の制定については、連邦におけるのと原則的に同様であり、州議会の総議員の 2 分の 1 が出席し、かつ投票の 3 分の 2 の多数を必要とする (連邦憲法 99 条 2 項)<sup>(12)</sup>。これに加えてさらに、州憲法の定めにより、州公民の投票など州公民の意思形成による拘束に服させることもできる<sup>(13)</sup>。

#### ⑤州憲法の自律性とその制限

連邦憲法は、極めて詳細に、州憲法の大要を規定する (連邦憲法第 4 章「州の立法および執行」、ウィーン以外の州政府官庁の設立および職務執行についての基本原則に関する 1925 年 7 月 30 日の連邦憲法律 [BGBl.Nr.289/1925]、改正法は、2019 年 1 月 15 日の連邦法律 [BGBl. I Nr.14/2019] [Artikel 3 (憲法規定)])。州憲法は連邦憲法に抵触することができない (連邦憲法 99 条 1 項)。州は、連邦憲法の範囲内において、相対的な憲法自律性を有する。

比較的古い時代の州憲法は、連邦憲法の実施法として特徴づけられていた。憲法裁判所の判例にも、その傾向がうかがえる<sup>(14)</sup>。連邦憲法の実施法としての州憲法の性格は、1960年代後半まで続く<sup>(15)</sup>。州憲法の実施法的性格は、連邦憲法の中において認識できる基本原則をより詳細に形づくることのみが州に許されているということの意味する。比較的古い州憲法の委縮した内容<sup>(16)</sup>もまた、それに相応している。それに対して、「憲法の自律性 (Verfassungsautonomie)」は、連邦憲法によって規定されていない領域を自主独創的に形成していく可能性を意味する。州自らが、近年になって初めて、ベルントハレルなど重要な理論的準備作業の基礎の上に、この自律性を見出した。憲法裁判所の判決も、この傾向に従うこととなる<sup>(17)</sup>。以下、より詳しく考察する。

## (2) 州憲法の自律性とその制限

### ① 州憲法の自律性

自ら憲法を制定する権限を有することが、支分国家としての州の固有性 (Eigenschaft) に属する。それゆえ、連邦憲法とともに州憲法もオーストリア憲法に属する<sup>(18)</sup>。州憲法は、州の最高位の国家的基本秩序として、連邦憲法および連邦憲法によって設立された連邦国家と二重の関係に立つ。一方では、州憲法は、州公民の自主独立の憲法高権 (selbständige Verfassungshoheit)、それゆえ、共和国の国民主権 (Volkssouveränität) (連邦憲法 1 条、2 条) の連邦国家的配分の表現である。他方では、州憲法は、連邦憲法を含めた国の憲法の中に組み込まれ、同時にまた、いわゆる EU 「憲法」<sup>(19)</sup>によって限界づけられるところの州の国家性 (Staatlichkeit) に根拠を置く。国際法上の国家相互の関係と異なり連邦国家においては、共通の主権および憲法高権ゆえに、国家性の配分が認められる。以上に示される民主的憲法秩序の法的な「自主独立性 (Selbständigkeit)」と「統合 (Integration)」の複雑な相互作用の表現が、「連邦憲法の枠内における州憲法の自律性 (Autonomie)」である<sup>(20)</sup>。

憲法裁判所の判決 (VfSlg 6783/1972.16241/2001 など) も、州憲法自律性の根拠は、連邦憲法 99 条のみではなく、連邦憲法 2 条の連邦国家的基本原理の中に見出すことができ、連邦国家にとって、州憲法の自律性 (Verfassungsautonomie) は、連邦国家的基本原理と不可避的に (zwingend) 結び付いており、その本質的構成部分であるとする<sup>(21)</sup>。

ベルントハレルによると、州憲法の自律性は、州は、単一国家 (Einheitsstaat) の自治行政体 (Selbstverwaltungskörper) (特に市町村) ではなく、オーストリア共和国という連邦国家 (Bundesstaat) の支分国家 (Gliedstaat) であるという点に根拠づけられる (連邦憲法 2 条)。連邦国家においては、国家権力は、2つの国家レベル (2つの政府) に配分され、州は、連邦から派生したのではなく州公民自身に根拠づけられるところの本来の固有の (originär) 国家権力の担い手である。このことは、オーストリアの歴史において、1918 年と 1945 年の 2 度にわたって革命的な方法で生じ、かくのごときものとして、オーストリア連邦国家を根拠づけてきたことに示されているとする。それゆえ、州憲法は、州公民の自己決定権の実現、すなわち、オーストリア共和国という連邦国家の枠内における州の国家性、州の国家形態と国家権力、国家と人の関係、公の任務、最高位の法的価値概念、国家目標などに関する州公民の自主的な政治的および法的基本決定であるとされる<sup>(22)</sup>。

連邦憲法は、州憲法の「形式 (Form)」につき、「州憲法律 (Landesverfassungsgesetz)」によって制定されるべきとする (連邦憲法 99 条 1 項) が、州憲法の「内容 (Inhalt)」については、一定の最小限事項のみ定め、他は、連邦国家における州の本来の国家権力の現れであるところの州の一般的包括的権限 (連邦憲法 15 条 1 項) に委ねている<sup>(23)</sup>。

②連邦憲法による州憲法の自律性の制限

(i) 連邦憲法 99 条 1 項

連邦憲法と州憲法の「内容」的關係は、連邦憲法 99 条 1 項 (「州憲法律によって制定されるべき州憲法は、連邦憲法に抵触しない限り、州憲法律によってこれを改正することができる」) に規定されている。連邦憲法および連邦憲法の基本原理の枠内において、州は、「相対的な (relativ)」憲法自律性を有する<sup>(24)</sup>。

(ii) 「抵触する」の意味

ここで、「抵触する (berühren)」のより正確な意味が問題となる。

a. 学説

学説は、連邦憲法 99 条 1 項は、州は、連邦憲法の規定に「矛盾する (widersprechen)」規定を定めることは許されないということの意味し、それゆえ、連邦憲法が州憲法の対象事項について何ら規定しない限り、州は自由に規定できる (「形成の余地・自由 [Freiraum, freie Hand]」) と解釈する。連邦憲法および連邦憲法の基本原理に矛盾しない限り、州は、「相対的な (relativ)」憲法自律性を有するということになる<sup>(25)</sup>。例えば、連邦憲法 95 条以下の「州の立法」に関する連邦憲法の規定から、州においては、州議会が唯一の議決機関として立法に関して権限を有している (いわゆる一院制制度)。それゆえ、職能身分または市町村の代表機関としての第二院を設けることは連邦憲法違反となる。これに対し、連邦憲法は、立法期の継続、州議会の構成員の数に関する規定を何ら含まないので、州は、憲法自律性に基づき自由に規定できる<sup>(26)</sup>。

b. 憲法裁判所の判例

憲法裁判所の見解も同じである。例えば、オーバーオーストリア州政府構成員の選挙が問題となった事例において、「州憲法律は、連邦憲法によって規定された大要に拘束され、連邦憲法と両立しないものを何も含むことができず、連邦憲法 140 条の違憲性の審査にも服する。連邦憲法は、連邦の組織のみではなく、連邦と州との国家的機能の配分、州の組織についても基本原則を含んでいる。個々の州政府構成員の数およびその選出方法について、連邦憲法 101 条は何も述べていない。これらすべての定めは、州憲法立法者の権限に属し、州の完全な自由に委ねられる。それゆえに、州憲法立法者は、州政府構成員の全員または若干数についての比例選挙手続を定めることができる」と判示する (VfSlg 5676/1968)<sup>(27)</sup>。

また、ザルツブルク州議会選挙における郵送投票 (Briefwahl) が問題となった事例においても、VfSlg 5676/1968 を引用し、同趣旨を述べている (VfSlg 9547/1982)。また、ブルゲンラント州の州知事を含めた州政府構成員の選挙が問題とされた事例においても、VfSlg 5676/1968 を数か所にわたって引用し、州憲法立法者は、連邦憲法の一般原理、例えば、平等の原則 (連邦憲法 7 条 1 項、国民の一般的権利に関する 1867 年 12 月 21 日の国家基本法

2条、3条、19条)、公正の原則、民主主義原理などに拘束されるが、それらに反しない限り、比例選挙、特別多数選挙も含め多数選挙など自由に規定できるとする (VfSlg 11669/1988)。また、チロール州憲法 35 条 2 項および 3 項の規定をめぐる事例において、「ウィーンを除く州政府庁の設立および事務執行についての基本原則に関する 1925 年 7 月 30 日の連邦憲法律」(BGBl.Nr.289/1925) 3 条 1 項もその他の連邦憲法的規定も、州憲法立法者に対して、州政府の決議方法について、合議制または個々の州政府構成員による決定を原則とするのか例外とするのかについて拘束するものではないとする (VfSlg 7653/1975)。

さらに、連邦憲法と同じことを州憲法に規定することが、連邦憲法 99 条 1 項の「抵触する」に該当するかどうかの問題となった事例では、チロール州政府が市町村の監督官庁として、1989 年チロール州道路法 (LGBl.Nr.13/1989) 15 条 7 項 (「廃止されるべき市町村道路が市町村の境界にまで至り、そこで他の公道と接続している場合は、その廃止は、州政府の許可を必要とし、この道路の廃止が結果として、地域間交通の著しい侵害 (妨害) を引き起こすときは、許可が拒否される」) に基づき、市町村フルプメス (Gemeinde Fulpmes) からの市町村道路廃止許可申請を拒否した。判決において、「連邦憲法 99 条 1 項の「抵触する」の概念は、州憲法において連邦憲法の規定を繰り返すことが連邦憲法違反だという意味ではない。支配的学説によれば、「抵触する」は、連邦憲法を「遮蔽すること (Abschirmung)」(筆者注：おおいをしたりして見えなくすること) ではなく、「お互いに矛盾すること (Einander-Widersprechen)」の意味に理解されている。憲法裁判所も支配的学説と同じ見解であり、州憲法は連邦憲法と両立しないものを何も含むことは許されないと、既に判示してきた (VfSlg 5676/1968,9547/1982) (筆者注：上記の 2 つの判例)」と述べる。以上を前提に、「本件では、1989 年チロール州憲法 (Tirol Landesordnung) (LGBl. Nr.61/1988) 74 条 4 項において、特に、連邦憲法 119a 条 1 項および 8 項に基づく市町村に対する監督権の一般的基本原則 (市町村の固有活動領域における市町村の法令遵守、市町村の財務執行の節儉性・経済性・合目的性の審査) を繰り返し述べているということによって、連邦憲法 119a 条の規定が制限を受けていると想定する何ら合理的な理由を見出せない。それゆえ、チロール州憲法 74 条 4 項は、市町村監督に関する連邦憲法の規定に矛盾するものではない。「また、道路法 15 条 7 項も、許可の拒否を、地域間交通の著しい侵害 (妨害) に結び付けており、この拒否理由は、市町村によってその固有活動領域において為されるべき個々の措置が、特別な程度において地域間利益に関わる場合は、立法によって、監督官庁の許可を要するとすることができるとする連邦憲法 119a 条 8 項の趣旨にも合致しており、何ら憲法上の疑念が存在しない」とする (VfSlg 16593/2002)<sup>(28)</sup>。

(iii) 「抵触するかどうか」についての憲法裁判所による審査

州憲法が連邦憲法に「抵触するかどうか」につき憲法裁判所による審査に服する (連邦憲法 140 条) (VfSlg 3969/1961,5676/1968,11669/1988)<sup>(29)</sup>。

(「(3) 憲法の連邦国家的同質性 (連邦国家的同質性原理)」以下は、次号に続く)

注

第5章 2.

- (37) Theo Öhlinger, S.116; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.282.
- (38) この法律は、仮憲法5条2項「国籍 [Staatsbürgerschaft]」の取得および喪失の要件は、特別の法律によって定める」に対応する。国籍法の規定は、論者によって、「特別の憲法律規定」(Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.282)、「憲法規定」(Theo Öhlinger,S.116)と表現されている。
- (39) Ludwig K. Adamovich (1984), S.142; Theo Öhlinger, S.116; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.131, S.282.
- (40) Theo Öhlinger, SS.116-117; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.131, S.282.
- (41) Ludwig K. Adamovich (1984), S.142; Theo Öhlinger, S.116; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.282.
- (42) Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.112, S.116, SS.282-283.
- (43) Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.282. 国籍 (Staatsbürgerschaft) は、連邦籍 (Bundesbürgerschaft) と州籍 (Landesbürgerschaft) の上位概念である。VfSlg 2455/1952 参照。
- (44) Walter Berka,S.115; Heinz Mayer, S.107.
- (45) Theo Öhlinger, S.117; Heinz Mayer, S.107.
- (46) 1965年国籍法 (BGBl.Nr.250/1965) 10条4項 (憲法規定) では、特に学問上、経済上、芸術上、スポーツ上の分野における特別な業績を挙げている。
- (47) Heinz Mayer, SS.106,SS.708-709.
- (48) Heinz Mayer, S.106.
- (49) Bernd-Christian Funk, S.339; Walter Berka, SS.113-114; Heinz Mayer, SS.105-106, S.188; Peter Pernthaler, S.102; Ludwig K. Adamovich (Band 1), SS.157-158.
- (50) VfSlg 17264/2004 は、ウィーン管区議会の選挙権に関して、次のように判示している。すなわち、「連邦憲法1条の「国民 (Volk)」の概念は、国民議会議員の選挙に関連して憲法裁判所が既に判示していた (VfSlg 12023/1989) ように、オーストリア国籍と結び付いている。一定の地域内に住むあらゆる人の利益を代表するところの地域共同体の代表機関としての一般的代議機関 (州法律によって設立され規律されるウィーンの管区議会も含まれる) の活動も、いずれにせよ連邦憲法1条の下にある。こうした点を考慮に入れると、民主主義的基本原理 (demokratisches Grundprinzip) の構成要素 (Bestandteil) としてのウィーン管区議会の選任 (Bestellung) は、憲法によって、男女のオーストリア国民に留保されている。それゆえに、非オーストリア人の選挙権を認めるウィーン市選挙法 (Wiener Gemeindevahlordnung 1996) (LGBL16/1996) の規定は憲法に違反する。連邦憲法26条 (国民議会議員の選挙)、95条 (州議会議員の選挙)、117条2項 (市町村議会議員の選挙) はオーストリア国籍を要求しており、オーストリア連邦憲法の選挙法上の同質性原理 (Homogenitätsprinzip) (憲法立法者によるあらゆる代議機関に統一的な選挙法) にも違反している」と。Walter Berka,S.114; Ludwig K.Adamovich (Band 1),S.158.
- (51) 連邦憲法7条の「法の前平等」はオーストリア国民に適用されるものであるが、外国人や無国籍者を恣意的に不利に取り扱い、または彼ら相互の関係を差別することが許されないのは当然である。Walter Berka, S.114.
- (52) Bernd-Christian Funk, S.339; Walter Berka, S.114.
- (53) Walter Berka, S.114.
- (54) Walter Berka, S.115.
- (55) Theo Öhlinger, S.117; Walter Berka, S.115.
- (56) Heinz Mayer,S.107, S.192.
- (57) Theo Öhlinger, S.116; Walter Berka,S.115; Heinz Mayer,S.107; Heinz Mayer, Gerhard Muzak,

- S.15.
- (58) 州籍と州の政治的意思形成との関連につき、例えばニーダーオーストリア州憲法においては、州籍ないし州公民の定義（3条）、州公民の州議会選挙権（8条）、州憲法および州法律の制定・変更・廃止に関する州公民の発案権（26条）、州立法における州公民の異議申立権（27条）、州執行における州公民の発案権（46条）、州執行事項に関する州公民の苦情申立権（47条）、州公民の調査投票（47a条）などの規定が存する。ブルゲンラント州憲法にも同様の規定がある（5条、10条、67条、68条、69条）。
- (59) Ludwig K. Adamovich (1984), S.142; Theo Öhlinger, SS.116-117; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.131, S.282.
- (60) Theo Öhlinger, S.117; Heinz Mayer, S.107.
- (61) Theo Öhlinger, S.117; Walter Berka, S.115; Heinz Mayer, S.105.
- (62) Heinz Mayer, S.108.
- (63) Ludwig K. Adamovich (1984), S.146; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.287.
- (64) Theo Öhlinger, S.117.
- (65) Theo Öhlinger, S.117; Heinz Mayer, S.108; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.287.
- (66) Ludwig K. Adamovich (1984), S.146; Theo Öhlinger, S.117; Heinz Mayer, S.108.
- (67) Ludwig K. Adamovich (1984), S.146; Theo Öhlinger, S.118; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.287.
- (68) Ludwig K. Adamovich (Band 1), SS.286-287.
- (69) Ludwig K. Adamovich (1984), S.146; Theo Öhlinger, S.118; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.287.
- (70) Ludwig K. Adamovich (1984), S.146; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.287.
- (71) Heinz Mayer, S.109.
- (72) Heinz Mayer, SS.108-109; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.287.
- (73) Heinz Mayer, SS.108-109.
- (74) Heinz Mayer, S.109.
- (75) Heinz Mayer, SS.109-110.
- (76) Ludwig K. Adamovich (1984), S.146; Theo Öhlinger, S.118; Heinz Mayer, S.110; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.287.
- (77) Theo Öhlinger, S.118; Heinz Mayer, S.110.
- (78) Theo Öhlinger, S.118; Heinz Mayer, S.110; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.287.

### 第5章 3.

- (1) Theo Öhlinger, SS.50-51, S.118; K. Adamovich (Band 1), SS.340-342.
- (2) Bernd-Christian Funk, S.6 および K. Adamovich (Band 1), S.45 では、「根幹となる法 (Stammgesetz)」と呼んでいる。この「根幹となる法」は、連邦憲法 (Bundes-Verfassungsgesetz) (B-VG) の例に従って 'Landes-Verfassungsgesetz (L-VG)' と表記する州 (ブルゲンラント、オーバーオーストリア、シュタイアーマルク)、'Landesverfassungsgesetz' と表記する州 (ザルツブルク)、'Landesverfassung' と表記する州 (ケルンテン、ニーダーオーストリア)、'Landesordnung' と表記する州 (チロール)、'Verfassungsgesetz' と表記する州 (フォアールベルク)、'Verfassung' と表記する州 (ウィーン) など、さまざまである。
- (3) Bernd-Christian Funk, SS.6-7; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.6, S.46. 「憲法の分断」について、Heinz Mayer, S.396 では、Richrd Novak の言葉を引用しながら、州憲法の自律性による“迷惑な行為 (Unfug)”と表現している。オーストリア憲法の「分断」ないし「まとまりの悪さ」については、さらに、Theo Öhlinger, S.27 参照。



- (4) Bernd-Christian Funk, S.7; Theo Öhlinger, S.27, S.119; Walter Berka, S.23; Heinz Mayer, SS.388-389, S.396; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.6.
- (5) Bernd-Christian Funk, S.7; Heinz Mayer, S.39, S.396; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.7.
- (6) Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.7.
- (7) 連邦憲法 20 条 2 項 (連邦憲法が定める場合以外の、訓令に拘束されない機関を州憲法によって創設することができる)、連邦憲法 117 条 6 項 (市町村議会の選挙権者による市町村長の選挙は、州憲法によって定める)、連邦憲法 140 条 1 項 3 文 (州法律の違憲性についての憲法裁判所への申立権は、州議会議員の 3 分の 1 にも認められる旨、州憲法によって定める)、連邦憲法 148i 条 (オンブズマンを、州の行政領域についても管轄権を有するものと、州憲法によって宣言することができる)、「ウィーンを除く州政府庁の設立および事務執行についての基本原則に関する連邦憲法律」(BGBl.Nr.289/1925) 3 条 1 項 (州政府庁は、州政府または個々の州政府構成員の指揮の下、州憲法の規定に従って、事務を処理する) など。Heinz Mayer, S.397; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.46.
- (8) VfSlg 6783/1972 では、シュタイアーマルク州憲法 (L-VG 1960) 20 条 1 項において、州憲法立法者は、州議会の法律議決のための出席定足数を自ら規定せずに、州議会の議事規則による定めに委ねた。このことが、連邦憲法 97 条 (州法律の成立要件) に違反するかどうか問題となった。憲法裁判所は次のように述べる。すなわち、「連邦憲法立法者は、連邦憲法 97 条において州憲法立法者が拘束されるところの定めを為した。連邦憲法 97 条 1 項において、州議会の法律議決が成立するための本質的要件 (wesentliche Voraussetzungen) は、州憲法自体の中で規定されるべきであって、州憲法は、州議会の法律議決のための議決要件の実質的規定 (materielle Regelung) を含まなければならず、権限委譲に満足することは許されない。それゆえ、シュタイアーマルク州憲法 20 条 1 項は連邦憲法違反として破棄される」と。この判決は、連邦主義原理および連邦憲法に基づき州に帰属するところの憲法自律性の意義を承認しながら、州憲法の自律性の制限を認めた事例である。

また、VfSlg 7011/1973 では、ブルゲンラント州議会の議事規則は単純州法律の形式で規定されているのであるが、その 60 条 A 項において、「州議会の議決に際しては、州議会議長を、選挙を除き除外する」と定めたことが連邦憲法違反にならないのか問題となった。判決は、先例 (VfSlg 6783/1972) を引用しながら、「州議会の法律議決に関する議決要件の実質的規定 (materielle Regelung) は、連邦憲法上の著しく重要な基本原理である代議制および比例選挙の権利に関わっており、州憲法立法者に留保されている。それゆえ、州議会議事規則 60 条 A 項に相応する規定が、連邦憲法上許されるとしても、州憲法律によってのみ為すことができる。単純州法律の形式での定めは憲法違反である」と判示した。

さらにまた、VfSlg 13076/1992 も、州憲法は連邦憲法の基本原則 (ここでは連邦憲法 101 条) に拘束されながら、そのより詳細な実施を委ねられており、州憲法立法者は、州政府構成員の数およびその選挙方法について定める権限を有するとしている。この判例については注 (14) も参照 (以上すべての判例の傍点は筆者付記)。Heinz Mayer, S.397; Heinz Mayer, Gerhard Muzak, S.366.
- (9) Heinz Mayer, S.397.
- (10) Heinz Mayer, S.396.
- (11) Heinz Mayer, SS.435-442; Peter Perenthaler, S.469; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.45; Ludwig K. Adamovich (Band 2), SS.226-227.
- (12) Bernd-Christian Funk, S.7; Theo Öhlinger, S.27; Walter Berka, SS.22-23; Heinz Mayer, S.396; Ludwig K. Adamovich (Band 1), SS.7-8.
- (13) Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.8.
- (14) VfSlg 2985/1956 において、憲法裁判所は、「1945 年の 5 月 1 日の憲法経過法 (Verfassungs-

Überleitungsgesetz) (StGBLNr.4/1945) 1条の規定(「1929年連邦憲法ならびにその他すべての連邦憲法律および単純連邦法律中に含まれる憲法規定は、1933年3月5日(筆者注:国民議会が停止した日の翌日)の立法状態に従って再び効力を有する」)は、1933年3月5日に存在していたすべての憲法秩序は再び効力を有し、それゆえ、州憲法もまた、1933年3月5日の状態に従って1945年12月19日付で再び発効する。このことは、州憲法の実施法についても妥当する」と述べる。この判決は、「それゆえ、州憲法もまた」「州憲法の実施法についても」という文言から、州憲法は、連邦憲法に関する実施法であるということを前提としているように思われる。少なくともこの時代の州憲法は「連邦憲法に関する実施法(Ausführungsgesetze zur Bundesverfassung)」であったことにつき同旨、Peter Perntaler, S.466.

さらに、州憲法が連邦憲法の実施法であるということを明言する判決として、VfSlg 3134/1956,6103/1969などがある。VfSlg 3134/1956によると、州憲法は連邦憲法の原則(例えば議会制度)に拘束を受けながら、連邦憲法に関する実施法(Ausführungsgesetz zum B-VG)として、この領域について規定することができ、それゆえ、州憲法は、連邦憲法の補充(Ergänzung des B-VG)として、議事機関に典型的な州の予算見積り処理権、および、決議権・質問権・調査権など州議会への州政府に対する参与に関わる議会のコントロール権を、州議会に委任することもできる。しかし、単純連邦法律または州法律によって、連邦憲法および州憲法によって定められた州議会の活動範囲を変更することは許されない。また、VfSlg 6103/1969においても、連邦憲法99条1項は、州憲法が、とりわけ州行政の組織において完全かつ完結的な規定を含まなければならないという内容を有するものではなく、州憲法は、連邦憲法の原則に拘束されながら、連邦憲法の実施法的規定を定めることができるとする。後者の判決につき、Ludwig K.Adamovich (Band1), S.341. さらにまた、VfSlg 13076/1992も、州憲法は連邦憲法の基本原則(ここでは連邦憲法101条)に拘束されながら、そのより詳細な実施を委ねられており、州憲法立法者は、州政府構成員の数およびその選挙方法について定める権限を有するとしている。

これに対して、州憲法の自律性を認める憲法裁判所の判決として、VfSlg 6783/1972,7653/1975,771/1976,11669/1988,14605/1996,16241/2000などがある。Ludwig K.Adamovich (Band1),S.341. VfSlg 6783/1972については注(8)を、VfSlg 7653/1975, 11669/1988については、州憲法の自律性に関して後述する((2)②(ii)b)。

- (15) Oskar Lehner, S.402; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.341.
- (16) Wilhelm Brauneder, S.226において、特に1929年までの州憲法は、“連邦憲法の鏡に映った姿(Spiegelbilder der Bundesverfassung)”と形容する。
- (17) 州の自立性(独自性)、州憲法の自律性を強調する学者としては、Peter Perntalerの他に、Friedrich Koja, Richard Novakなどがいる。Theo Öhlinger,SS.50-51,S.118; Peter Perntaler,S.467; Ludwig K.Adamovich (Band 1),S.341. さらに、VfSlg 11669/1988,16241/2001の判旨を参照。
- (18) Theo Öhlinger, S.27, SS.118-119; Walter Berka, SS.22-23, SS.50-51; Ludwig K. Adamovich (Band 1), SS.45.
- (19) 「憲法(Verfassung)」という名称は、国家憲法を容易に連想させるが、EUは、現在も国家の状態に達していないし、将来においても国家になることを志向していないので、避けるべきだとする構成国からの要望が考慮され、「第二次法」という用語が用いられていることにつき、Bernd-Christian Funk, S.15,S.124.
- (20) Peter Perntaler, S.459.
- (21) Heinz Mayer, Gerhard Muzak, S.366.
- (22) Peter Perntaler,SS.459-461,S.468. ベルカの見解も、州の立法または執行権限を制限する憲法律または単純法律中に含まれる憲法規定につき、国民議会は、連邦参議院と共同でのみ権限高権行使しうる(連邦憲法44条2項)ということに示される州の共同決定権による連邦権力の制限の中

に、州の事実上の国家的性格の徴候を見出している。Walter Berka,S.51.

連邦諸州の自主独立の固有の国家性を強調するペレントハレルに対して、フंक、マイアーなどオーストリアの支配的学説は、州の国家権力は、連邦から派生した国家権力であり、オーストリア連邦国家は、「分権化された単一国家 (dezentralisierter Einheitsstaat)」の出現形態であると見なしている。フंकによると、連邦国家とは、「国家的単一性 (staatliche Einheit) を保持しながらの組織的および機能的分権化 (Dezentralisation) の出現形態」であり、同様な見解として、マイアーも、連邦国家とは、「立法と執行をさまざまな機関 (連邦と州) に配分しながら、強力な分権化 (Dezentralisation) を示すところの一つの国家 (ein Staat)」であるとする。Bernd-Christian Funk,S.92; Heinz Mayer,S.88.

オーストリアは、1920年憲法によって連邦国家的原理を宣言したにもかかわらず、国家連合 (Staatenbund) の方向よりも「分権化された単一国家 (dezentralisierter Einheitsstaat)」の方向へ進んだ。1925年憲法改正、1929年憲法改正による州権限の継続的な解体、1934年憲法における権威主義的中央集権的国家概念による連邦主義および州の地位の弱体化、さらに、1945年以降の“気づかれないほど緩やかに進行する連邦憲法の全部改正 (schleichende Gesamtänderung der Bundesverfassung)”を挙げることができる。単一国家的危険にさらされた連邦国家的原理を強化する意味で、間接連邦行政を、連邦憲法11条の州の自律的行政に置き換えることも何度も議論されてきた。Theo Öhlinger, S.58.

(23) Peter Pernthaler, S.461.

(24) Bernd-Christian Funk, S.7; Theo Öhlinger,S.118; Walter Berka, SS.50-51; Heinz Mayer, S.397; Peter Pernthaler, SS.460-461; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.341; Heinz Mayer, Gerhard Muzak, S.366. 州の (相対的な) 憲法自律性に関しては、VfSlg 6783/1972,7653/1975,7791/1976,11669/1988,14605/1996,16241/2001 など。VfSlg 6783/1972 については注 3. (8)、VfSlg 16241/2001 については後述するところの注 3. (40)、VfSlg 7653/1975, VfSlg 11669/1988 については本文 3. (2)

② (ii) b. を参照。

(25) Bernd-Christian Funk, S.7; Peter Pernthaler, S.461.

(26) Bernd-Christian Funk, SS.7-8.

(27) Heinz Mayer,S.397; Peter Pernthaler, S.461. この判例については、3. (2) ② (iii) も参照。

(28) Theo Öhlinger, S.118.

(29) Bernd-Christian Funk, S.326; Theo Öhlinger, S.485; Walter Berka, S.367; Heinz Mayer, S.579; Peter Pernthaler, S.461; Ludwig K. Adamovich (Band 2), S.308; Heinz Mayer, Gerhard Muzak, S.502.

VfSlg 3969/1961 は、連邦憲法 26 条 (国民議会の選挙) および 119 条 (地方公共団体および広域的な地方公共団体の選挙 [筆者注: 1962 年 7 月 12 日の憲法律 (BGBl.Nr.205/1962) による連邦憲法改正前の連邦憲法 119 条参照]) に含まれる民主的選挙法の基本原則とニーダーオーストリア州市町村選挙法 18 条 3 項 (比例選挙) に関する事例であり、VfSlg 5676/1968 は、連邦憲法 101 条 (州の執行と州政府) とオーバーオーストリア州憲法 32 条 2 項 (オーバーオーストリア州の個々の州政府構成員の数および選挙方法) に関する事例であり、VfSlg 11669/1988 も同じく、連邦憲法 1 条 (民主主義原理)、7 条 1 項 (平等原則)、101 条 (州の執行と州政府) とブルゲンラント州憲法 53 条 3 項 - 4 項 (州政府および州知事の選挙方法) に関する事例である。

#### 参考・引用文献

- ・ Bernd-Christian Funk, *Einführung in das österreichische Verfassungsrecht (14.Auflage)*, Leykam Kurzlehrbücher, 2011.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, *Österreichisches Verfassungsrecht (2.Auflage)*,

- Springer-Verlag, 1984.
- Theo Öhlinger, Harald Eberhard, *Verfassungsrecht (12. Auflage)*, Facultas Verlags- und Buchhandels AG facultas.wuv Universitätsverlag, 2019.
  - Walter Berka, *Verfassungsrecht (7. Auflage)*, Verlag Österreich GmbH, 2018.
  - Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, *Grundriss des österreichischen Bundesverfassungsrechts (11. Auflage)*, Manzsche Verlags- und Universitätsbuchhandlung GmbH, 2015.
  - Peter Perenthaler, *Österreichisches Bundesstaatsrecht*, Verlag Österreich GmbH, 2004.
  - Oskar Lehner, *Österreichische Verfassungs- und Verwaltungsgeschichte (4. Auflage)*, Trauner Verlag, 2007.
  - Wilhelm Brauner, *Österreichische Verfassungsgeschichte (11. Auflage)*, Manzsche Verlags- und Universitätsbuchhandlung, 2009.
  - Robert Walter, Heinz Mayer, *Grundriß des österreichischen Bundesverfassungsrechts*, Manzsche Verlags- und Universitätsbuchhandlung, 1988.
  - Ernest C. Hellbling, *Österreichische Verfassungs- und Verwaltungsgeschichte*, Springer-Verlag, 1956.
  - Ludwig K. Adamovich, *Grundriss des Österreichischen Verfassungsrechts*, Springer-Verlag, 1947.
  - Ludwig K. Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L. Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 1: Grundlagen, 2., aktualisierte Auflage)*, Springer Wien New York, 2011.
  - Ludwig K. Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L. Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 2: Staatliche Organisation, 3. Auflage)*, Verlag Österreich, 2014.
  - Ludwig K. Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L. Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 3: Grundrechte, 3. Auflage)*, Verlag Österreich, 2019.
  - Ludwig K. Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L. Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 4: Allgemeine Lehren des Verwaltungsrechts, 2. Auflage)*, Verlag Österreich, 2017.
  - Heinz Mayer, Gerhard Muzak, *Das österreichische Bundes-Verfassungsrecht. Kurzkommentar (5. Auflage)*, MANZ'sche Verlags- und Universitätsbuchhandlung, 2015.
  - <http://www.verfassungen.de/at/titel.htm>, *Verfassungen Österreichs*, 2014.
  - <http://www.ris.bka.gv.at>, *Gesamte Rechtsvorschrift für Bundes-Verfassungsgesetz*, 2020.
  - Bundeskanzleramt, *Bundesgesetzblatt für die Republik Österreich (BGBl.)*, Österreichische Staatsdruckerei.
  - *Amtliche Sammlung der Erkenntnisse und wichtigsten Beschlüsse des Verfassungsgerichtshofes (VfSlg)*.
  - 高田敏「オーストリア連邦憲法」、畑博行・小森田秋夫編『世界の憲法集〔第五版〕』、有信堂、2018年。